

障害福祉サービス・児童通所サービス等

さまざまな福祉サービス等によって、総合的に障害者の地域での自立した生活を支援します。

○障害福祉サービス

・介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に 行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを 包括的に 行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を 行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介護等を行い、創作的活動又は生産活動の機会を提供 します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等 を行います。

・訓練等給付

自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練 を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練 を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日 に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助 を行います

○障害福祉サービス・児童通所サービスにおける利用者負担額及び月額負担上限額

障害福祉サービス・児童通所サービスの利用者負担額は、原則として一割負担となります。

ただし、下記の所得区分に応じて月額負担上限額が設定されています。ひと月の自己負担額が設定された月額負担上限額に達すると、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障害者は障害のある方とその配偶者、児童は保護者の属する住民基本台帳での世帯です。

区 分	世帯の収入状況	負担上限額 (月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一 般	市町村民税課税世帯	37,200円

○利用者負担の軽減

下記の要件に該当される方が福祉サービスを利用する場合、月額負担上限額軽減の対象となります。

〈18歳以上〉

一般区分で、所得割16万円未満の世帯の方は、利用者負担の上限額が軽減されます。

所 得 区 分	負担上限額 (月額)
一般 (所得割16万円未満)	9,300円

※本人と配偶者の市町村民税所得割額の合計額。

〈18歳未満〉

一般区分で、市町村民税所得割28万円未満の世帯の児童が、居宅・通所・入所サービスのいずれかを利用した場合、利用負担の上限額が軽減されます。

所 得 区 分	負担上限額 (月額)
一般 (所得割28万円未満)	居宅・通所サービス4,600円／入所サービス9,300円

○地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域や利用者の実情に応じて市と都道府県が協力して実施する事業です。障害者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行います。

・相談支援事業

岩出市障害児者相談支援事業では、地域での生活になんらかのハンディキャップのある方やそのご家族、地域の方々よりの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービス利用のための支援を行います。また、障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。相談は、電話相談、面談（要予約）、訪問（要予約）にて受け付けています。相談料は無料です。

〈受付時間〉 月曜日～金曜日 10:00～17:00

〈問い合わせ〉 岩出障害児者相談・支援センター TEL 63-1622

FAX 63-1644

メールアドレス bloomplace711@yahoo.co.jp

・地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会を提供し社会の交流の促進等を図り、地域生活の支援を行う。

〈開所時間〉 月曜日～金曜日 10:00～17:00

〈問い合わせ〉 岩出障害児者相談・支援センター TEL 63-1622

FAX 63-1644

・意思疎通支援事業（コミュニケーション支援）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳・要約筆記通訳等を派遣する事業などを行います。

・移動支援事業

障害児者の外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。（精神障害、知的障害、全身性障害の方）

・日中短期支援事業

障害児者を介護している家族が、社会的理由又は私的理由により在宅における介護が一時的に困難になった場合、日中活動の場を提供し在宅の障害児者及びその家族の介護の負担の軽減を図ります。

・デイサービス事業

在宅の障害のある方を対象に、創作的活動、機能訓練、一般生活訓練等を通じて自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図ります。

・訪問入浴サービス事業

全身性障害があり、他の福祉サービスでの入浴支援が困難な市内に住所を有する在宅の身体に障害のある方を対象に、利用者の居宅を訪問し、入浴の介護を行います。

○障害福祉サービスの利用の手続きについて

1. 相 談

↓ 受けたいサービスについて市役所または相談支援事業所へ相談。

2. 申 請

↓ 市役所に支給申請書等を提出します。

3. 調 査

↓ 調査員が、調査に伺います。

4. 審査・判定

↓ 調査を基に審査委員会で審査され、市でどのくらいサービスが必要な状態か（障害支援区分）を決定します。

5. 認 定

↓ 障害支援区分などが認定されます。

6. サービス利用計画案の作成

↓ 障害支援区分や本人の希望を基に、相談支援事業所でサービス利用計画案を作成してもらいます。

7. 決 定

↓ サービス利用計画案を基に、サービスの支給量などを決定し、受給者証を発行します。

8. サービス利用計画

↓ 決定されたサービスの支給量の範囲で、相談支援事業者等がサービス利用計画を策定します。

9. サービス利用

計画に沿ってサービスを利用します。サービスの利用には各事業所とサービスの利用契約の締結が必要です。

※ 40歳以上の方で介護保険の給付を受けられる方は、介護保険でのサービスが優先となります。

〈申請及び問い合わせ〉 福 祉 課 TEL 62-2141 内線 322
FAX 61-1632

○児童通所サービス

- 児童発達支援 …………… 療育の観点から集団、個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
- 医療型児童発達支援 …………… 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学児童を対象に児童発達支援及び治療を行う。
- 放課後等デイサービス …………… 学校に就学しており、授業の終了後又は休日に支援が必要と認められた児童を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
- 居宅訪問型児童発達支援 …………… 重度の障害の状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
- 保育所等訪問支援 …………… 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童を対象に集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

※ 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設への入所は児童相談所にて相談、申請、決定手続きがされます。